



令和5年6月7日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-2

～大切な命を守るために～

子どもと高齢者を対象に

自転車ヘルメットの購入費用の一部を助成します

福生市では、自転車利用時の交通事故や転倒から頭部を守る自転車ヘルメットの普及促進を図るため、子どもと高齢者を対象に、7月3日(月)から自転車ヘルメットの購入費用の一部について、助成の受付を開始します。

■自転車ヘルメットの普及促進

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日からすべての年齢の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べて約2.6倍高くなっていることから、自転車利用時の交通事故の被害を軽減するためには頭部を守るヘルメットの着用が重要です。

福生市では、大切な命を守るため、負傷率の高い子どもと高齢者を対象に、自転車ヘルメットの購入費用の一部を助成します。



■助成概要

【助成額】 上限2,000円(対象者一人につき1回1個分限り)

【対象】

- (1) 市内在住の18歳以下(令和5年度末時点)の方および65歳以上の方
- (2) 安全基準に適合した新品の自転車ヘルメット(SGマーク等)を、令和5年4月1日～令和6年3月31日に購入した方
- (3) 市税の滞納がない方

【受付開始日】7月3日(月)

【問合せ】 道路下水道課管理・交通安全対策グループ ☎042-551-1969